

商工会報

くまげ

No. 64

発行／熊毛町商工会
 〒 745-0622
 山口県周南市大字樋口 493 番地
 TEL 0833-91-0007
 FAX 0833-91-5700
 URL <http://www.y-shoko.com/kumage/>
 E-mail kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp
 会長／久野利夫
 印刷／(株)光騰写堂 年 2 回発行



「周南こどもゆめまつり」が、10月23日(日)熊毛総合支所で開催され、好天に恵まれて盛大に行われました。青年部は、西館前に設営されたテントで「スーパーボールすくい」を行い、大勢の子供たちで賑わいました。なお、来場者は約5,000名で「スーパーボールすくい」には、延べ約4,000名の子供たちが楽しみました。

商工貯蓄共済加入募集中

貯蓄 融資 保障 の3つを

備えた「商工貯蓄共済」に「医療保障特約型」が付加できます

※ご加入例※ 10年満期、基本入院給付金日額 5,000円、ご契約の場合

無事故給付金(10万円) 5年	無事故給付金(10万円) 10年	自動更新 ※満期前でも契約更新可。
病気やケガで入院されたとき (疾病災害入院給付金)	1日あたり10,000円	
手術をされたとき (手術給付金)	手術1回につき 40万円・20万円・10万円	
入院や手術がなかったとき (無事故給付金)	5年毎に10万円	

※基本入院給付金日額 5,000円のプランもご用意しております。

貯蓄共済にプラスの保障でトータルな保障を実現!

- あしひ** 病気やケガで入院の時は1泊2日から、日額10,000円の入院給付金を受け取れます。
- 楽しみ** 入院や手術がなかった時は5年毎に10万円の無事故給付金を受け取れます。
- かんたん** 告知扱いにつきご加入手続きは簡単です。(体況上、酒量上の理由で診査等が必要な場合があります。)

病気やケガなどで入院・手術のときは… **入院・手術給付金**

入院や手術がなかったときは… **無事故給付金**

病気やケガなどで所定の障害状態になったときは… **保障料の払込が不要**

◆ 個別相談日 ◆

中国税理士会徳山支部の税理士による確定申告・消費税の無料相談会を下記の日時により実施いたします。希望者は事前にお申込み下さい。

- 日 時 —
- ◇ 2月 21 日(火) 9時～12時 (姫野清春税理士)
 - ◇ 2月 28 日(火) 9時～16時 (森永隆夫税理士)
 - ◇ 3月 6 日(火) 9時～16時 (姫野清春税理士)
 - ◇ 3月 12 日(月) 9時～16時 (澄田卓哉税理士)

【住宅リフォーム助成制度施工業者向け説明会の開催・日時及び会場】

地区名	日 時	会 場
徳 山	1 月 18 日(水) 19:00 ~	市民館 1 F 大会議室 1
新 南 陽	1 月 19 日(木) 19:00 ~	新南陽公民館 2 F 講座室
鹿 野	1 月 24 日(火) 19:00 ~	コアプラザ鹿野 2 F 健康増進活動室
熊 毛	1 月 26 日(木) 19:00 ~	熊毛公民館 2 F 大会議室
都 濃	1 月 30 日(月) 19:00 ~	都濃商工会 1 F 会議室

〈問い合わせ先：周南市商工政策課 TEL 0834-22-8373〉

周南市では、厳しい経済状況が続く地域産業の振興を図ることを目的として、住宅リフォーム助成制度を創設する予定としております。
つきましては、左記のとおり住宅リフォーム工事を施工する事業者を対象に制度の内容及び申請方法等についての説明会を開催いたします。

**住宅リフォーム助成制度
施工業者向け説明会の開催**

ホームページ掲載事業所募集！

○商工会のホームページの事業所紹介コーナーへの掲載企業を随時募集しています。
TEL (91-0007) もしくは、下記に記入していただき FAX (91-5700) して頂けましたら、取材（写真撮影）に伺いますのでどしどしお申込みください。よろしくお願ひします。
掲載内容は概ね以下ようになります。その他、状況に応じて対応いたします。

☆ 企業名	☆ E-Mail アドレス
☆ 代表者名	☆ 業種
☆ 住所	☆ 製品・サービス内容
☆ 電話番号	☆ 会社の特徴、アピールポイント
☆ FAX番号	☆ 写真（2, 3枚程度）
☆ ホームページアドレス	

※11月1日に第1弾として、旧ホームページに公開されてました事業所についてリニューアル公開しました。
(<http://www.y-shoko.com/kumage/jigyou.html>) より閲覧できます。
もしくは、“熊毛町商工会”で検索してみてください。
※掲載希望事業所は下記申込書にご記入うえ、FAXにてお申し込みください。もしくはTEL(91-0007)でもお申し込みできます。

ホームページ掲載申込書 (FAX)

会 社 名	
代 表 者 名	
電 話 番 号	
希望取材日時	

正月花の講習会

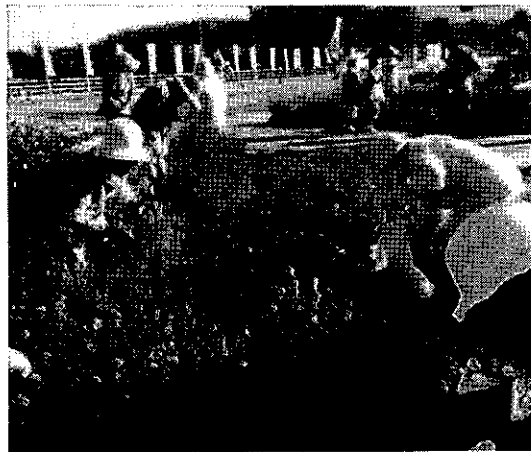


女性部員を対象に、平成23年12月14日(水)、正月花(フラワーアレンジメント)の講習会を行いました。



女性部が花壇清掃

平成23年9月13日(火)、「熊毛婦人会」と共に、“おいでませ！山口国体”ハンドボール競技の会場となった周南市熊毛体育センター前の花壇の清掃を行いました。



小規模企業共済制度

経営者の退職金

小規模企業共済制度は退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です。

制度改正でさらに魅力アップ!

「ゆとり」のために。

全国で約120万人の経営者が加入

掛金は全額所得控除

無理のない掛金
月額1,000円～70,000円の範囲で自由選択

共済金の受取りは一括・分割・併用の3タイプ

受取り時にも税制面で大きなメリット

災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能

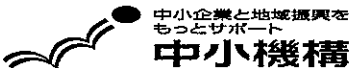
平成23年1月からは
個人事業主の「共同経営者」も加入できるようになりました。
(個人事業主1人につき2人まで)

共同経営者の加入イメージ

事業主	共同経営者	⇒	事業主	共同経営者	共同経営者
加入できない (平成22年12月末まで)			2名まで加入できる (平成23年1月から)		



お申込みは、商工会へ



山口県の最低賃金

◇◇◇ 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も ◇◇◇

山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用になります。使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金の名称	最低賃金額	効 力 日 発 生 の 日	○山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	1 時 間		
山口県最低賃金	684 円	23. 10. 6	

最低賃金の名称	最低賃金額	効 力 日 発 生 の 日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用されるもの	
	1 時 間		適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
特 定 鉄鋼業、 非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・ 同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業	813 円	23. 12. 15	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうち非鉄金属鍛造品製造業	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
（ 産 業 別 ） 電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	742 円		○自動車用ワイヤハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
（ 最 低 賃 金 ） 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	788 円		○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部分品製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかきめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	710 円		21. 12. 15	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

- 注1) 百貨店、総合スーパーとは、衣、食、住にわたる各種の商品を販売する百貨店、デパートメントストア及び総合スーパーであって従業者が常時50人以上のものをいいます。
- 注2) この最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - 時間外、休日労働に対する割増賃金
 - 臨時に支払われる賃金

詳しくは、山口労働局賃金室（083-995-0372）

又は最寄りの労働基準監督署におたずねください。

- 下関労働基準監督署 TEL 083-266-5476
- 岩国労働基準監督署 TEL 0827-24-1133
- 宇部労働基準監督署 TEL 0836-31-4500
- 山口労働基準監督署 TEL 083-922-1238
- 徳山労働基準監督署 TEL 0834-21-1788
- 萩労働基準監督署 TEL 0838-22-0750
- 下松労働基準監督署 TEL 0833-41-1780
- 山口労働局ホームページ <http://www.yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金引上げに向けた中小企業相談窓口のご案内

- 山口県最低賃金総合相談支援センター TEL 083-922-2606
- 下関最低賃金相談支援コーナー TEL 083-222-3333
- 宇部最低賃金相談支援コーナー TEL 0836-31-0251
- 東部地域最低賃金相談支援コーナー TEL 0834-34-9251